

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成23年3月4日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	谷沢千賀子
同	大松桂右

記

1 措置の通知

平成19年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月25日付け八土土管第163号

平成19年度定期監査（保健福祉部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月21日付け八健地第202号

平成23年2月23日付け八ここ政第358号

平成20年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月24日付け八建都第828号

平成20年度定期監査（消防本部及び消防署）の結果に対する措置の通知

平成23年2月24日付け八消本総第497号

平成20年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成23年2月24日付け八水第1741号

平成21年度定期監査（財政部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月21日付け八財財第164号

平成22年度定期監査（学校園）の結果に対する措置の通知

平成23年2月10日付け教学総第1013号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 20 年度実施水道局定期監査の結果に対する措置等の内容
 水道局経営総務課
 [文書指摘分]

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H21. 9. 25 までの取り組み等の内容	
<p>1 日直手当について 日直勤務については、八尾市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び八尾市水道局企業職員給与規程に基づき日直手当（1回4,200円）が支給されているが、同規程第33条第2項により特殊の勤務に服する職員として、7時間の時間外勤務手当相当分が加算支給されている。しかし、本来日直勤務とは、電話の収受や非常事態に備えて待機するもの等であって、継続して労働する必要のない勤務をいい、一方、時間外勤務とは、勤務時間外において行う通常の勤務をいうものであることから、日直勤務の実態に即し、適正な日直手当の額について早期に見直しするとともに、今後の日直業務のあり方についても検討されたい。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 （平成22年4月1日）</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p>
	<p>日直業務について、人員体制や業務内容の実態を踏まえ、そのあり方について根本的な見直しを行った結果、民間への委託化が相当であるとの結論に達し、平成22年4月1日より完全委託化を実施致しております。</p>		<p>本事項については、地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法に基づく労働組合との協議・労働協約締結が要件となるため、「深夜休息」「休憩時間の付与」に関する指摘事項と合わせて、平成21年4月23日付けで水道労働組合に対し、内容証明付書留郵便にて協議申入れを行い、その後も鋭意組合交渉を行ってまいりました。</p> <p>しかし、日直勤務については、断続的業務として昭和40年7月20日付けで許可（当時の布施労働基準監督署）を受けているものの、その後相当期間を経る中で人員体制や業務内容にも変化があることから、再度、許可申請を行っているところで、その結果が出た段階において外部委託も含め早急に見直しを行ってまいります。</p>	

平成 20 年度実施水道局定期監査の結果に対する措置等の内容

水道局経営総務課

〔文書指摘分〕

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H21. 9. 25 までの取り組み等の内容	
<p>2 「深夜休息」について 水道局における配水管整備工事、配水管布設工事等は通常の勤務時間帯では交通に大きく支障をきたす等の場合は深夜に業務を実施しており、八尾市水道局企業職員給与規程に基づき、深夜勤務加算された超過勤務手当が支給されている。しかし、勤務実態を見ると長時間の深夜勤務の場合は半日等の「深夜休息」が付与されている。これは昭和 47 年 10 月に締結した労使協議に基づくものであるが、当時は夜間工事にならざるを得ない状況の中で、深夜勤務も多く、職員の健康管理面からとられた措置であることは一定理解できるものの、今日、超過勤務手当と「深夜休息」を付与していることは、到底理解が得られないものと考え。今後は職員の健康面にも留意した中で、深夜工事のあり方や手法等について検討するとともに「深夜休息」については、改善を図ること。</p>	措置状況	1. 措置済 (平成 21 年 10 月 1 日)	措置状況	2. 措置予定
	平成 21 年 9 月 25 日までの取り組み内容でお示した通り是正措置致し、同年 10 月 1 日よりご指摘の状態は解消しております。		<p>「深夜休息」の付与については、職員の健康管理面から現在においてもその必要性は大きいと考えていますが、超過勤務手当の併給に関しては、ご指摘のとおり、今日の社会経済状況や世間一般常識、公務員の勤務条件に対する市民の眼の厳しさ等から見直しが必要と考え、「日直手当」「休憩時間の付与」に関する指摘事項と合わせて、平成 21 年 4 月 23 日付けで水道労働組合に対し、内容証明付書留郵便にて協議申入れを行い、その後も鋭意組合交渉を行ってまいりました。</p> <p>その結果、職員の健康管理に留意して、平成 21 年 10 月から原則的に「深夜休息」は付与するが超過勤務手当の支給を廃止することで労働組合と大筋合意するに至りました。</p> <p>なお、今後は、深夜工事そのもののあり方についても、人員体制や職員の健康管理面からも引き続き検討を行ってまいります。</p>	

平成 20 年度実施水道局定期監査の結果に対する措置等の内容
 水道局料金課
 [文書指摘分]

指摘事項	本通知時まで講じた措置又は改善方針等		H21. 9. 25 までの取り組み等の内容	
<p>1 滞納整理業務について 滞納分の水道料金の対応については、委託業者と連携し徴収に努めているが、滞納整理に係る情報の活用により、滞納金額別や滞納期間別の状況の集計を行うなど滞納状況の把握、分析を的確に行い、督促体制の更なる強化を図り、より効率的な徴収に努めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (H21. 10. 1)</p> <p>現在、個々の滞納者について滞納金額、滞納期間の増減状況に応じてきめ細かく対応しています。全体的な状況を集計した資料については毎月始めに月末時点での年度別の資料を従前より作成しております。それをより細かく、年度別、担当者別、地区単位別で毎月末に集計を行い、月間累計や前年度比較を表示するよう改善を行い、それにより、以後、強化すべき内容などが明らかになり、より効率的に徴収できるものと考えています。</p>	措置状況	<p>3. 検討中</p> <p>現在、個々の滞納者について滞納金額、滞納期間の増減状況に応じてきめ細かく対応しています。全体的な状況を集計した資料については毎月始めに月末時点での資料を作成しておりますが、毎日督促集金する一方で、毎月料金も調定され滞納期間・金額も常に変動するため、活用するには充分であるとはいえないため、さらに最小の負担で、督促体制の強化に寄与するために、どのような形式でどのような時期に資料を作成すべきか検討します。</p>
<p>2 不納欠損処理について 平成 19 年度不納欠損処理については、年度末に下水道使用料の消滅時効に合わせて 5 年経過した水道料金徴収不能分を一括処理されているが、処理に係る伺書において個別の徴収不能理由が記載されていなかったため、八尾市水道局会計規程に基づき適正に処理すること。また、不納欠損処理については、負担の公平性の原則からも安易な処理とならないよう努めること。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>簿外管理としたものは、そのほとんどが無断転出や倒産、自己破産等によるもので、消滅時効の 2 年を経過する以前から料金徴収が不可能になったものです。それ以外についても、安易な処理にならないよう個別に対応しております。実際の未収収益貸倒損の処理は、下水道使用料の時効の 5 年経過と合わせているため、個別の簿外管理理由を記載していませんでしたが、22 年度末の処理は個別に徴収不能理由等を記載するよう改善する予定です。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>未収収益貸倒損の会計処理を行い、簿外管理としたものは、そのほとんどが無断転出や倒産、自己破産等によるもので、消滅時効の 2 年を経過する以前から料金徴収が不可能になったものです。それ以外についても、安易な処理にならないよう個別に対応しております。</p> <p>債権の簿外管理への移行処理は、下水道使用料の時効の 5 年経過と合わせているため、個別の簿外管理理由を記載していませんでしたが、今後は、個別に徴収不能理由等を記載するよう準備してまいります。</p>

平成 20 年度実施水道局定期監査の結果に対する措置等の内容
 水道局施設整備課
 [文書指摘分]

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H21. 9. 25 までの取り組み等の内容	
<p>2 各種委託業務、整備・更新工事の伺書について 各種業務、工事の伺書において、市の設計内訳書の未添付や添付されているが内訳書の金額欄が空欄のもの、契約書案の未添付のものが見受けられた。設計内訳書の原本は別ファイルにて整理・保管されているが、契約締結の決裁時に確認されるべき設計内容や金額確認、また、契約内容等一連の関係書類が伺書に綴られていないことから、八尾市水道局文書取扱規程に基づき、完結文書の整理方法について検討すること。</p>	<p>措置状況</p>	<p>2. 措置予定</p> <p>起案伺書の整理保管については、最初の起案伺書から完結まですべての文書が一連に綴られていれば内容の確認が容易な反面、事務処理が設計、施工、検査、支払と複数課にまたがっており、各段階で一部文書を参照する機会があるため、ご指摘のような取扱いを行ってきたところです。</p> <p>ご指摘頂いたもののうち、設計内訳書及び契約書未添付の問題については、必ず添付されるよう引き続き文書管理を徹底してまいります。</p> <p>また、設計内訳書の金額欄が空欄となっている件ですが、従来から情報漏洩防止等の観点から、施工起案決裁時のみ金額表示した設計書を添付し、これにより工事内容及び金額の確認を行い、決裁後には精算事務等に備え工事担当課で保管し、設計内訳書については金額を表示せず専ら工事規模等の確認資料として添付いたしておりました。今後は、最終保管の状態においても設計内容や金額確認ができるよう、工事竣工に伴う支払事務終了後に、施工起案に設計書を再度添付していく予定です。</p> <p>なお、平成 23 年度からは、業務等工事以外の案件においても契約、支払処理に至る一連の関係書類を実施起案に綴っていく方向で予定しております。</p>	<p>措置状況</p>	<p>3. 検討中</p> <p>最初の起案伺書から完結まで一連の文書が綴られていれば一案件単位での起承転結が把握でき望ましいのですが、一つの工事でも設計、施工、検査、支払と複数の課係を経過していくため、後日各担当課係で該当案件について関連文書を参照する必要が発生した場合（例えば特定の支払についていかなる契約が根拠となっているか調べる場合等）それぞれ関連のある文書については最も参照する機会の多い課係で集中保管する方が、現実の日常業務では便利と考え、ご指摘のような取扱いを行ってきたところです。</p> <p>当面は各文書に関連する文書を短時間で取り出せるための索引（文書番号）を入れるなどの対処も考えておりますが、根本的には文書取扱規程に照らし合わせ、規定と実際の事務取扱の双方の見直しも含め、合理的で規定との整合性の保たれた文書管理となるよう検討してまいります。</p>

平成 20 年度実施水道局定期監査の結果に対する措置等の内容

【各課共通事務】

〔文書指摘分〕

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H21.9.25 までの取り組み等の内容	
	措置状況		措置状況	
<p>I 契約事務について</p> <p>(1) 各種委託等の業務について、業務の性質上、当初に導入した業者の専門的知識、経験等によって契約後の業務実施に際しリスク回避や円滑な業務遂行が図れる等の理由で、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号（性質・目的が競争入札に適しない）に基づく随意契約が多数締結されている。契約については、漫然と過去の実績等から特定の相手方を選定するのではなく、経済性・公平性の高い契約事務を遂行する見地から、随意契約を締結することを正当化するに足る事由を厳格に判断し、仮に随意契約しか手法がない場合においても、極力他者からの見積りを徴取し、契約金額の積算根拠の妥当性や競争性の確保に努めること。</p>	<p>措置状況</p> <p>1. 措置済 (平成 22 年 4 月 1 日)</p> <p>平成 21 年 9 月 25 日までの取り組み内容でお示した方向では正措置致し、水質検査用機器等特殊な物品についても発注仕様の工夫等により入札に付するように致しました。</p> <p>今後も引き続き随意契約における厳格な運用に努めてまいります。</p>	<p>措置状況</p> <p>2. 措置予定</p> <p>従来 2 号随意契約で行ってきた案件についても果たして随意契約でなければならないかという視点から、関連業者の施工・実施能力の把握に努めるとともに、危機管理面や防災上の観点も含め、市民生活への影響度や行政としての責任の度合い等を概ね 2 年以内を目途に慎重に検討した上で、複数業者による競争入札方式やプロポーザル方式への変更可能なものがないか契約の都度十分な見直しを行います。</p> <p>また、今後の事務処理においては、随意契約の理由及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項の第何号を適用したのかを明確にし、事務の処理を行い、見積りは可能な限り 3 者以上から徴取することに改善します。</p>		